

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第84号-続報⑫

今回のテーマ「新型コロナウイルス感染症に関する法務省周知-続報⑫」について

情報通信第84号の続報です。「技能実習生の在留諸申請の取り扱いについて」5/31更新されました。詳しくは出入国在留管理庁HPを確認ください。

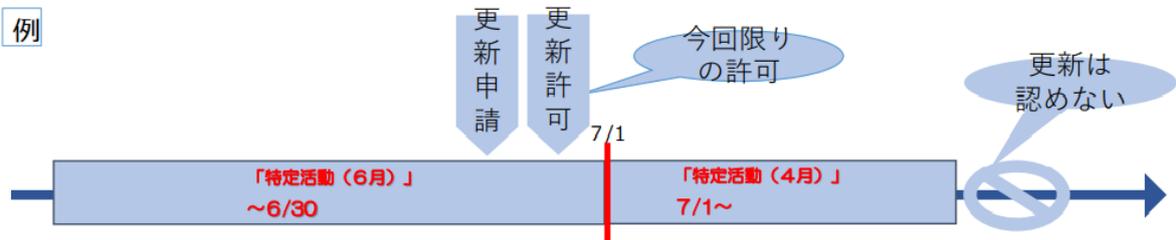
[https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00158.html](https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00158.html)

技能実習生の在留諸申請の新たな取扱いについて



現状の取扱い (新型コロナウイルス感染症の影響による取扱い)	今後の取扱い
<p><b>① 本国への帰国が困難な方</b></p> <p>⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6月・就労不可）」への在留資格変更が可能</p> <p>従前と同一の業務又は従前と同一の業務に係る業務で就労する場合に就労が認められるもの</p> <p>※ 「特定活動（6か月・就労不可）」又は「短期滞在」等であって、本邦での生計維持が困難な場合は、資格外活動（週28時間以内を付与）</p> <p>※ 帰国できない事情が継続している場合は、更新も可能</p>	<p>1. 帰国困難の「特定活動（6か月・就労可又は就労不可）」を付与されていた方で現に有する在留期限が令和4年6月30日以降の方</p> <p>a) 特定活動で在留している方→「特定活動（4か月）」の更新許可</p> <p>b) 短期滞中で在留している方→「短期滞在（90日）」の更新許可</p> <p>注1）現在許可されている範囲において引き続き就労できます。</p> <p>注2）帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。</p> <p>注3）上記の許可に係る在留期間を満了した場合には、在留期間の更新は認められません。</p> <p>2. 新たに帰国困難を理由として在留を希望する方</p> <p>令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、上記1.の「今回限り」の措置を認めます。</p>
<p><b>② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方</b></p> <p>⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能</p> <p>※ 受検・移行ができるようになるまでの間</p>	<p>特段変更はありません。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、自己の責めに帰すべき事情によらず技能検定等の受検が困難な方は引き続き対象となりますので、最寄りの地方入管へご相談ください。</p>
<p><b>③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難又は帰国が困難となり特定技能への移行を希望する方</b></p> <p>⇒ 「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能</p> <p>特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められるもの</p>	<p>1. 元技能実習生で「特定活動（最大1年）」を付与されていた方で現に有する在留資格が令和4年6月30日以降の方</p> <p>⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」の更新許可（今回限り）</p> <p>2. 新たに技能実習の継続が困難又は帰国困難を理由として在留を希望する方</p> <p>令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、「特定活動（最大1年）」への在留資格変更許可（今回限り）</p>
<p><b>④ 特定技能1号への移行のための準備がまだ整っていない方</b></p> <p>⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能</p> <p>※ 「技能実習3号」を修了される方も対象であったもの</p>	<p>特段変更はありません。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、「特定技能」への移行の準備が整っていない方は引き続き対象となります。</p> <p><a href="https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html">https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html</a></p>

1 在留資格「特定活動」で在留している外国人の場合



2 在留資格「短期滞在」で在留している外国人の場合

